

# \*\*\* 給 与 メ モ \*\*\*

## ◎ 給 与 の 算 出 方 式

### 1 例月給与の場合

(※1) (※2)  
**給料の月額+特別調整額(管理職手当)+扶養手当+地域手当+住居手当+その他の手当**

(※1) 給料の月額……給料月額+給料の調整額+教職調整額

(※2) 地域手当……(給料の月額+特別調整額(管理職手当)+扶養手当)×支給割合  
 手当の支給割合については地域手当の項を参照のこと。  
 円未満の端数は切り捨てる。

### 2 期末・勤勉手当の場合

(1) 期末手当 (※1) (※3) (※4) (※5) (※6)  
**(給料の月額+扶養手当+地域手当+職務段階別加算額+管理職加算額)×支給率×支給割合**

(2) 勤勉手当 (※2) (※6) (※7)  
**(給料の月額+地域手当+職務段階別加算額+管理職加算額)×期間率×成績率**

(※1) 地域手当……(給料の月額+扶養手当)×支給割合

(※2) 地域手当……給料の月額×支給割合

(※3) 職務段階別加算額…{給料の月額×(1+地域手当支給割合)}の20%～3%

加算割合 給料表	20%	15%	10%	6%	3%
行 (一)	部長	課長	課長代理(※a)	課長代理	主任
行 (二)	—	—	—	統括技能長、 技能長、担任技能長	技能主任
公 安	理事官、部長	統括課長、課長	課長補佐	係長、主査	副主査、主任、 巡査部長(※b)、消防士長(※b)
医 (一)	部長	医長	—	医師(※c)	—
医(二)及び医(三)	—	科長、技師長	課長代理(※a)	課長代理、看護長	主任
教 育	—	統括校長、校長	副校長	主幹教諭、指導教諭	主任教諭
指 定	全員	—	—	—	—

(※a)統括課長代理に認定されたもの等 (※b)大卒7年、高卒12年以上 (※c)医大卒5年以上

(※4) 管理職加算額……給料月額の25%～15%(局長級25%・部長級20%・課長級15%)

〔学校職員……経営企画課長で管理職手当の区分が区分九とされているもの15%〕

(※5) 支給率(支給月数)……期末・勤勉手当の項参照のこと。

(※6) 支給割合・期間率……在職期間又は勤務期間に応じて定められている。

(※7) 成績率(支給月数)……期末・勤勉手当の項参照のこと。

### 3 超過勤務手当、休日給、夜勤手当算出の基礎となる勤務1時間当たりの給料等の額の場合

(※1)  
**(給料の月額+規則で定める手当)×12月**

**1週間の正規の勤務時間(38時間45分)×52週-7時間45分×規則で定める日数(※2)**

(※1) 規則で定める手当……①給料の月額に対する地域手当 ②初任給調整手当  
 (知事部局の例) ③特殊勤務手当のうち別に定めるもの ④特地勤務手当及び準ずる手当  
 ⑤農林漁業普及指導手当

(※2) 規則で定める日数……祝日、年末年始の日を基準とする日数(年度ごとに定める。)

# ◎ 給料の調整額等

## 給料の調整額

### 1 一般職員

区分	主な職務	主な勤務場所	月額
一	助産師 看護師 福祉	養護老人ホーム	17,200円
二		普通病院	21,500円
四		精神科病院、介護老人福祉施設	29,800円
六		障害者支援施設	37,800円
七	一般技能 食肉処理 設備管理	食肉衛生検査所、動物愛護相談センター	38,000円
八		監察医務院、食肉市場	38,000円
	(2)	廃棄物埋立管理事務所	34,200円
九	(1) (2) (3) (5)	試験研究 調査研究  健康安全研究センター、 島しょ農林水産総合センター	1,600円
			1,700円
			2,100円
			3,500円

(注) 区分一～六については、昼夜を通して業務を行う者に支給される。

### 2 教育職員等

区分	定 額 ( 級 別 )			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1 特別支援 学校に 勤務する 教育職員、 実習指導 及び 寄宿舎 指導員	14,400円	17,900円	18,400円	18,900円
	ただし、	ただし、	ただし、	ただし、
	1号給 10,175 24号給 13,026	1号給 12,333 24号給 15,694	1号給 16,610	1号給 18,224
	2号給 10,270 25号給 13,123	2号給 12,476 25号給 15,846	2号給 16,760	2号給 18,383
	3号給 10,367 26号給 13,219	3号給 12,622 26号給 15,996	3号給 16,912	3号給 18,541
	4号給 10,463 27号給 13,316	4号給 12,766 27号給 16,142	4号給 17,063	4号給 18,700
	5号給 10,566 28号給 13,411	5号給 12,910 28号給 16,286	5号給 17,215	5号給 18,856
	6号給 10,676 29号給 13,508	6号給 13,062 29号給 16,430	6号給 17,371	
	7号給 10,786 30号給 13,598	7号給 13,206 30号給 16,574	7号給 17,530	5 級
	8号給 10,903 31号給 13,686	8号給 13,350 31号給 16,720	8号給 17,688	19,600円
	9号給 11,019 32号給 13,777	9号給 13,494 32号給 16,863	9号給 17,839	6 級
	10号給 11,143 33号給 13,873	10号給 13,640 33号給 17,014	10号給 17,998	21,600円
	11号給 11,275 34号給 13,970	11号給 13,777 34号給 17,166	11号給 18,156	
	12号給 11,412 35号給 14,065	12号給 13,921 35号給 17,316	12号給 18,315	
	13号給 11,550 36号給 14,162	13号給 14,065 36号給 17,462		
	14号給 11,687 37号給 14,258	14号給 14,209 37号給 17,606		
	15号給 11,831 38号給 14,355	15号給 14,355 38号給 17,750		
	16号給 11,975	16号給 14,498 39号給 17,894		
	17号給 12,127	17号給 14,649		
	18号給 12,292	18号給 14,801		
	19号給 12,457	19号給 14,951		
	20号給 12,622	20号給 15,103		
	21号給 12,787	21号給 15,248		
22号給 12,861	22号給 15,400			
23号給 12,944	23号給 15,543			

区 分		定 額 ( 級 別 )			
		1 級	2 級	3 級	4 級
2	特別支援 学級の 授業を 担う 教員	9,700円	13,300円	13,700円	14,100円
		ただし、	ただし、	ただし、	5 級
		1号給 8,325	1号給 10,091 23号給 12,717	1号給 13,590	14,300円
		2号給 8,403	2号給 10,208 24号給 12,841		6 級
		3号給 8,482	3号給 10,327 25号給 12,965		15,700円
		4号給 8,561	4号給 10,445 26号給 13,088		
		5号給 8,645	5号給 10,563 27号給 13,207		
		6号給 8,735	6号給 10,687		
		7号給 8,825	7号給 10,805		
		8号給 8,921	8号給 10,923		
		9号給 9,016	9号給 11,041		
		10号給 9,117	10号給 11,160		
		11号給 9,225	11号給 11,272		
		12号給 9,337	12号給 11,390		
		13号給 9,450	13号給 11,508		
14号給 9,562	14号給 11,626				
15号給 9,680	15号給 11,745				
	16号給 11,862				
	17号給 11,986				
	18号給 12,110				
	19号給 12,233				
	20号給 12,357				
	21号給 12,476				
	22号給 12,600				

## 教職調整額

### 原則として給料月額の4%

- (注) 1 義務教育諸学校等の教育職員のうち、教育職給料表における1級から4級の適用を受けるものに支給する。  
2 長期派遣研修受講者等については別に定める支給率が適用される。

## ◎ 諸 手 当

### 特別調整額・管理職手当

行(一) 特別調整額	総務部長等	本庁部長	担当部長	出先部長	
	129,600円	128,600円	126,900円	115,000円	
	総務課長等	本庁課長	担当課長	出先課長	専門課長・ 経営企画課長
	106,500円	92,600円	89,600円	80,000円	67,800円

医(一)	副院長等	部 長	医長等
特別調整額	140,800円	135,100円	96,900円

教育	統括校長	校 長	副校長
管理職手当額	115,000円	104,500円	72,300円

- (注) 1 上記は主な職の例  
 2 医(二)(三)は、行(一)と同額  
 3 公安については別に定める。

### 扶養手当

区 分	手 当 額	加 算 額	備 考
配 偶 者	13,500円	—	
配偶者以外 の扶養親族	6,000円	子一人につき 4,000円	配偶者を欠く 場合の子一人 13,500円
扶 養 親 族 認 定 年 収 額	1,400,000円未満		

(注) 加算額：満15歳に達する日後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子一人につき4,000円ずつ支給される（配偶者を欠く場合の一人を除く。）。

### 住居手当

区 分		手 当 額
1	世帯主等（公舎等に居住する者を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	15,000円
2	単身赴任手当受給者である世帯主等（配偶者が公舎等に居住する者を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	7,500円

(注) 区分1及び2に該当する者は、各手当額を合計した額とする。

## 地域手当

支給地域	支給割合
都内区市町村（島しょ地域を除く。）	20/100
都外地域	12/100

## 通勤手当

区分	手当額													
交通機関等利用者	運賃等相当額（支給限度額55,000円）													
交通用具使用者	自転車等の片道の使用距離の区分													
		5km未満	5km～	10km～	15km～	20km～	25km～	30km～	35km～	40km～	45km～	50km～	55km～	60km～
	1 2及び3以外	円 2,600	円 3,000	円 5,000	円 7,000	円 9,000	円 11,000	円 11,000	円 13,000	円 13,000	円 14,000	円 14,000	円 15,000	円 15,000
	2 通勤不便庁	3,900	5,300	8,100	10,900	13,700	16,400	17,700	20,100	22,500	24,300	26,100	27,900	29,700
3 身体障害者	4,500	6,200	9,600	13,000	16,400	19,800	23,200	26,600	30,000	31,800	33,600	35,400	37,200	
新幹線等利用者	特別料金等の1/2相当額（支給限度額20,000円）													

- (注) 1 原則として4月、10月に6箇月分を支給する（支給限度額は全て1箇月当たりの額とする。）。
- 2 交通機関等・交通用具併用者は、運賃等相当額に交通用具使用者に係る手当額を合計した額（支給限度額55,000円）とする。
- 3 新幹線等利用者（異動・在勤公署の移転等に伴う場合で特定の要件に該当するものに限る。）は、運賃等相当額（交通用具併用者は(注)2の額）に特別料金等の1/2相当額を合計した額とする。

## 単身赴任手当

基礎額		30,000円							
基礎額に加算される金額	1 職員、配偶者の一方の住居のみが島しょ等にある場合	島しょ等の区分	大島	新島式根島 神津島 三宅島	御蔵島 八丈島	青ヶ島	小笠原父島	小笠原母島	外国
		金額	12,000円	16,000円	20,000円	26,000円	40,000円	46,000円	60,000円
	2 職員、配偶者両者の住居が異なる島しょにある場合	① 島しょ間の経路が東京港経由となる場合は、上記の両島の加算額を合算した額（70,000円を限度とする。） ② 両者の住居が下記の組合せにある場合は、8,000円 ア 三宅島・御蔵島 イ 三宅島・青ヶ島 ウ 八丈島・青ヶ島 エ 八丈島・御蔵島 オ 青ヶ島・御蔵島 カ 小笠原父島・母島							
3 1及び2以外の場合	区分	100km以上 200km未満			200km以上 300km未満		300km以上		
	金額	6,000円			10,000円		14,000円		

## 宿日直手当

区分	勤務時間	手当額
管理宿直 〔学校職員を含む〕	5時間以上	6,000円
	5時間未満	3,000円
業務宿直	5時間以上	6,600円
	5時間未満	3,300円
医師宿直	5時間以上	30,000円
	5時間未満	15,000円

(注) 警視庁職員については別の定めにより支給される。

## 初任給調整手当

### 1 医師・歯科医師

主な勤務場所 大学卒業後年数	島  し  よ 保  健  所	都  外  施  設	監  察  医  務  院	保  健  所 都  立  病  院	研  究  所  等
20年目まで	306,900円	268,500円	202,000円	175,100円	121,900円
21年目	298,300	260,200	193,800	167,500	115,400
22年目	289,500	252,100	185,600	159,900	108,900
23年目	280,700	244,000	177,400	152,400	102,400
24年目	271,800	235,900	169,400	144,900	95,900
25年目	262,900	227,800	161,400	137,100	89,400
26年目	254,000	219,700	153,900	130,200	83,400
27年目	245,200	211,600	146,500	123,100	77,400
28年目	236,300	203,500	139,000	116,300	71,400
29年目	227,400	195,200	131,500	109,300	65,600
30年目	218,500	186,900	124,100	102,400	59,800
31年目	211,100	179,700	117,400	96,100	54,500
32年目	203,800	172,600	110,700	89,900	49,200
33年目	196,500	165,700	104,000	83,600	43,900
34年目	189,000	158,800	98,900	78,800	40,100
35年目	181,500	151,700	93,900	74,200	36,400
36年目	174,200	144,800	88,800	69,600	32,700
37年目	166,900	138,000	83,600	65,100	29,100
38年目	159,600	131,200	78,400	60,700	25,400
39年目	152,300	124,500	73,300	56,400	21,700
40年目	145,000	118,000	68,000	52,000	18,000

- (注) 1 「20年目まで」とは、大学を卒業した年の4月1日から19年を経過した翌年の3月31日までとする。  
2 「21年目」とは、「20年目まで」の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間とする。  
「22年目」以下についても同様とする。  
3 都立病院の産科の業務を取り扱う職及び医長以上の職については別に定める。

### 2 助産師、看護師、准看護師

養成所等卒業後年数	1年目まで	2年目	3年目	4年目	5年目
月 額	5,800円	5,400円	3,900円	2,400円	900円

- (注) 「養成所等卒業後年数」については、上記医師・歯科医師と同様とする。

## 期末・勤勉手当

### 指定職給料表適用職員・再任用職員以外の職員

(一般職員)

(課長級)

(部長級)

支給月	期末手当	勤勉手当	計	支給月	期末手当	勤勉手当	計	支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.225か月	0.80か月	2.025か月	6月	1.025か月	1.00か月	2.025か月	6月	0.925か月	1.10か月	2.025か月
12月	1.375か月	0.90か月	2.275か月	12月	1.175か月	1.10か月	2.275か月	12月	1.075か月	1.20か月	2.275か月
計	2.60か月	1.70か月	4.30か月	計	2.20か月	2.10か月	4.30か月	計	2.00か月	2.30か月	4.30か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

支給月		6月	12月
一般職員	下記以外の職員	0.7379か月以上1.1000か月以下	0.8319か月以上1.2000か月以下
	課長代理級	0.7191か月以上1.2500か月以下	0.8131か月以上1.3500か月以下
課長級		0.0000か月以上1.5500か月以下	0.0000か月以上1.6500か月以下
部長級		0.0000か月以上1.6000か月以下	0.0000か月以上1.7000か月以下

### 指定職給料表適用職員

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.625か月	0.90か月	1.525か月
12月	0.775か月	0.95か月	1.725か月
計	1.40か月	1.85か月	3.25か月

(注) 6月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、0.8010か月以上1.0152か月以下の範囲で定められる。

12月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、0.8455か月以上1.0716か月以下の範囲で定められる。

### 再任用職員

(一般職員)

(管理職)

支給月	期末手当	勤勉手当	計	支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.65か月	0.375か月	1.025か月	6月	0.55か月	0.475か月	1.025か月
12月	0.80か月	0.425か月	1.225か月	12月	0.70か月	0.525か月	1.225か月
計	1.45か月	0.80か月	2.25か月	計	1.25か月	1.00か月	2.25か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

支給月		6月	12月
一般職員	下記以外の職員	0.3478か月以上0.4000か月以下	0.3948か月以上0.5000か月以下
	課長代理級	0.3384か月以上0.4500か月以下	0.3854か月以上0.5500か月以下
管理職		0.4275か月以上0.6000か月以下	0.4725か月以上0.7000か月以下

### 退職手当

退職手当基本額(退職時給料月額×支給率)+退職手当調整額(\*)

勤続年数(抄)	1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
支給率	0.9か月	4.5か月	9.0か月	15.5か月	23.5か月	31.5か月	39.5か月	45.0か月	45.0か月

(\*) 退職手当調整額は、職責等に応じ第1号～第6号区分(指定職は、指定7号～指定1号区分)を設定し、退職前240月(20年)について、在職1月ごとに定められた点数(70～10)を付与し、1点あたり1,075円を乗じて得た額とする。自己都合等による退職である普通退職には、退職手当調整額を支給しない。

(注)「給料の調整額」及び「教職調整額」を受給していた期間がある者については、給料の調整額等に受給年数分の支給率を乗じて得た額を退職手当基本額に加算する。

## 義務教育等教員特別手当

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	1,850円	2,270円	3,290円	3,560円	4,680円	5,640円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	4,720	5,680
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	4,770	5,730
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	4,810	5,760
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	4,860	5,810
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	4,900	5,860
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	4,950	5,900
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	4,990	5,940
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	5,030	5,980
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	5,070	6,020
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	5,120	6,060
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	5,160	6,110
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	5,200	6,150
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	5,250	6,190
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	5,290	6,230
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	5,340	6,270
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	5,380	6,320
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	5,420	6,360
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	5,470	6,410
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	5,510	6,450
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	5,550	6,480
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	5,600	6,530
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	5,640	6,570
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	5,670	6,610
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	5,720	6,650
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	5,760	6,690
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	5,800	6,730
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	5,840	6,770
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	5,880	6,820
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	5,930	6,860
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	5,970	6,900
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	6,010	6,940
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	6,050	6,990
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	6,090	7,030
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	6,140	7,070
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	6,180	7,110
	37	2,770	3,600	4,840	5,210	6,220	7,150
	38	2,800	3,640	4,890	5,260	6,260	7,190
	39	2,820	3,680	4,930	5,310	6,350	7,230
	40	2,840	3,720	4,970	5,350	6,430	7,270
	41	2,880	3,760	5,030	5,400	6,480	7,310
	42	2,910	3,800	5,070	5,450	6,520	7,350
	43	2,930	3,840	5,120	5,500	6,560	7,390
	44	2,960	3,880	5,160	5,540	6,600	7,430
	45	2,990	3,930	5,200	5,580	6,640	7,480
	46	3,020	3,970	5,250	5,640	6,680	7,510
	47	3,040	4,010	5,290	5,680	6,750	7,550
	48	3,070	4,050	5,340	5,730	6,770	7,580
	49	3,100	4,090	5,380	5,770	6,820	7,620
	50	3,130	4,130	5,420	5,820	6,840	7,670
	51	3,160	4,160	5,470	5,860	6,870	7,700
	52	3,180	4,200	5,510	5,900	6,900	7,740



職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	53	3,210円	4,250円	5,560円	5,950円	6,950円	7,780円
	54	3,240	4,290	5,600	5,990	6,990	7,820
	55	3,270	4,330	5,640	6,040	7,020	7,850
	56	3,290	4,370	5,680	6,080	7,050	7,890
	57	3,320	4,410	5,730	6,130	7,140	7,920
	58	3,350	4,450	5,760	6,170	7,180	7,950
	59	3,370	4,490	5,800	6,220	7,210	7,990
	60	3,400	4,530	5,840	6,260	7,240	8,020
	61	3,430	4,570	5,890	6,310	7,270	8,050
	62	3,460	4,610	5,920	6,350	7,300	8,070
	63	3,480	4,650	5,970	6,390	7,330	8,100
	64	3,500	4,690	6,010	6,430	7,360	8,130
	65	3,540	4,720	6,040	6,480	7,380	8,150
	66	3,560	4,760	6,070	6,520	7,400	8,180
	67	3,590	4,800	6,120	6,560	7,430	8,200
	68	3,610	4,840	6,150	6,600	7,450	8,220
	69	3,640	4,880	6,180	6,640	7,460	8,240
	70	3,670	4,910	6,210	6,680	7,480	8,260
	71	3,690	4,950	6,240	6,750	7,490	8,280
	72	3,720	4,990	6,280	6,770	7,510	8,310
	73	3,740	5,030	6,320	6,820	7,520	8,330
	74	3,770	5,060	6,350	6,840	7,540	8,350
	75	3,800	5,100	6,370	6,870	7,560	8,370
	76	3,820	5,140	6,410	6,900	7,570	8,390
	77	3,840	5,180	6,430	6,920	7,580	8,410
	78	3,860	5,220	6,460	6,950	7,600	8,430
	79	3,890	5,270	6,500	6,970	7,620	8,450
	80	3,910	5,280	6,530	6,990	7,630	8,470
	81	3,930	5,310	6,560	7,010	7,650	8,490
	82	3,970	5,340	6,580	7,020	7,660	8,510
	83	3,980	5,370	6,600	7,040	7,680	8,530
	84	4,010	5,390	6,630	7,050	7,690	8,550
85	4,030	5,420	6,650	7,080	7,710	8,570	
86	4,050	5,450	6,680	7,100	7,720		
87	4,080	5,480	6,700	7,120	7,730		
88	4,100	5,500	6,730	7,140	7,750		
89	4,130	5,520	6,750	7,150	7,760		
90	4,150	5,550	6,760	7,160	7,770		
91	4,170	5,570	6,770	7,170	7,790		
92	4,200	5,600	6,770	7,180	7,810		
93	4,220	5,620	6,780	7,180	7,820		
94	4,240	5,640	6,800	7,190	7,840		
95	4,260	5,650	6,810	7,200	7,850		
96	4,290	5,670	6,820	7,210	7,860		
97	4,310	5,690	6,820	7,220	7,880		
98	4,330	5,710	6,830	7,220	7,900		
99	4,350	5,730	6,840	7,230	7,910		
100	4,370	5,750	6,840	7,240	7,920		
101	4,390	5,760	6,850	7,240	7,950		
102	4,420	5,780	6,860	7,250			
103	4,440	5,800	6,860	7,260			
104	4,460	5,820	6,870	7,270			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	105	4,480円	5,830円	6,880円	7,280円		
	106	4,500	5,840	6,880	7,280		
	107	4,520	5,860	6,890	7,290		
	108	4,540	5,880	6,900	7,300		
	109	4,560	5,890	6,910	7,310		
	110	4,570	5,910	6,920	7,310		
	111	4,590	5,920	6,920	7,320		
	112	4,610	5,940	6,930	7,330		
	113	4,630	5,950	6,940	7,340		
	114	4,650	5,970	6,950	7,350		
	115	4,660	5,980	6,960	7,350		
	116	4,670	5,990	6,970	7,360		
	117	4,690	6,010	6,970	7,370		
	118	4,700	6,020	6,980	7,370		
	119	4,710	6,030	6,990	7,380		
	120	4,730	6,040	6,990	7,390		
	121	4,740	6,050	7,000	7,390		
	122	4,760	6,060	7,010	7,400		
	123	4,770	6,070	7,010	7,410		
	124	4,780	6,090	7,020	7,420		
	125	4,800	6,100	7,030	7,430		
	126	4,810	6,120	7,040	7,430		
	127	4,820	6,130	7,050	7,440		
	128	4,830	6,140	7,050	7,450		
	129	4,840	6,150	7,060	7,450		
	130	4,860	6,160	7,070	7,460		
	131	4,860	6,170	7,080	7,480		
	132	4,870	6,190	7,090	7,480		
	133	4,880	6,200	7,090	7,490		
	134	4,900	6,210	7,100			
	135	4,910	6,220	7,110			
	136	4,920	6,230	7,110			
137	4,930	6,240	7,120				
138	4,940	6,260	7,130				
139	4,950	6,270	7,140				
140	4,960	6,280	7,140				
141	4,970	6,300	7,150				
142	4,980	6,310	7,160				
143	4,990	6,320	7,170				
144	5,010	6,330	7,180				
145	5,020	6,350	7,180				
146	5,030	6,360	7,190				
147	5,040	6,370	7,200				
148	5,050	6,380	7,210				
149	5,060	6,390	7,220				
150	5,070	6,410					
151	5,080	6,420					
152	5,090	6,430					
153	5,100	6,440					
154	5,110	6,460					
155	5,120	6,470					
156	5,140	6,480					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	157	5,150円	6,490円				
	158	5,160	6,500				
	159	5,170	6,520				
	160	5,180	6,530				
	161	5,190	6,540				
	162	5,200	6,560				
	163	5,210	6,570				
	164	5,220	6,580				
	165	5,230	6,590				
	166	5,240	6,600				
	167	5,260	6,610				
	168	5,270	6,630				
	169	5,280	6,640				
	170		6,650				
	171		6,670				
	172		6,680				
	173		6,690				
174		6,700					
175		6,720					
176		6,730					
177		6,750					
再任用 職員		3,250	4,080	4,480	4,700	5,140	6,360